

スポーツ施設利用時の感染防止チェック（利用者向け）

利用者が守るべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航又は当該在住者との接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や、会話をする際にはマスクを着用すること）
- 消毒液（アルコール消毒液等）を持参すること
 - ※屋外施設など、配置できない施設があるため
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること
 - ※障がい者の誘導や介助を行う場合を除く
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、3つの密を避けること

利用者がスポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などマスクをしていない場合は、十分な距離を空けるよう特に留意すること
 - （※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする
- 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク、ゴミ等は持ち帰ること
- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、次の事などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと